

関 係 各 位

沖縄県土木建築部空港課

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について（情報提供）

平素から本県の航空行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、県では、新石垣空港が供用開始され、相当の期間が経過したことから、国の空港法施行令の改正とあわせて、「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改めるよう、下記のとおり、県空港条例の改正案を沖縄県議会（6月議会）に提出することとしております。

つきましては、改正案にご留意いただき、関係職員への周知及び関連業務での空港名の変更等についてご協力のほどよろしくお願いします。

記

1. 変更内容

空港名を新石垣空港から石垣空港に改める。（第2条、第3条、第5条、第20条及び第23条関係）

2. 改正の期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において施行する予定（8月中）

＊施行日が決定しましたら、改めて県ホームページで周知予定

3. 添付資料

- ・議案概要
- ・県条例新旧対照表（案）
- ・県条例

担当：沖縄県土木建築部

空港課管理班 川平、高江洲

電話：098-866-2400

E-MAIL：aa063002@pref.okinawa.lg.jp